

MMC写真教室インストラクター協会加入規約

本規約は一般社団法人MMC写真教室インストラクター協会を甲とし、協会加入申込を行うものを乙と定め制定する。

第1条(総則)

1. 甲は、MMC協会運営事務局管轄者として、MMC協会に加入した写真教室運営事業者に対して、必要に応じて、写真教室運営に関する情報提供や写真教室運営に関する成功事例の交流会、経営者勉強会等の開催を行うものとする。
2. 乙は、この契約に定める諸条項に基づき、当該教室において、受講者のニーズに合わせたカメラ操作の指導と健全な教室の運営を通じ、お客様本位の教室づくりを行うものとする。
3. 甲と乙は一致協力してMMC協会全体の和を重んじ、MMC協会発展のために努力するものとする。
協会会員同士の友好関係を重要視し、協会の秩序を乱す、意見、言動は認めないものとする。

第2条(目的)

甲は、乙がMMC協会加入期間中、乙に対して、甲が開発・整備した写真撮影スキル取得に係わるホームページなどに記載の各種コンテンツ等の使用を有償で許諾し、乙は使用の許諾を受けた各種コンテンツ等を当該教室で使用することができるものとする。

第3条(当事者の地位)

1. 甲と乙は、MMC協会を形成する関係においてそれぞれ独立の事業者であり、乙は甲の代理として契約を締結するなどの権限や地位を有するものではない。
2. 乙は、乙自身の独立した責任に基づく判断と経営努力によって当該教室の経営を行うものとし、MMC協会は当該教室の経営に一切責任を持たないものとする。
3. 当該教室に関する乙の受講生募集につき、受講生に対する債務及び責任はすべて乙に帰するものであり、乙は、受講生募集に際し、乙に対してMMC協会の財政的な支援があるかのごとき表現は一切行わないものとする。

第4条(資格表示義務)

乙は、当協会の会員として写真教室を広報するホームページなどの広告宣伝物および申込ページまたは申込書に当協会の会員であることを表示するものとする。

第5条(販売義務)

乙は、本契約書に則り営業活動を行うものとし止むを得ない事情または当協会の承諾なしに3ヶ月以上の休業をする場合、当協会の資格の取り消しおよび貸与した物品の返却を行うものとする。

第6条(販売価額の下限)

乙は、当協会の承諾なしに販売価額の変更を行ってはならない。

第7条(受講生の個人情報登録義務)

1. 乙は受講規約に同意を得ないものへの教授などは行ってはならない。
2. 乙は、講座を開講し講義を行ったものについて当協会の著作物の保護を主目的に受講規約への同意を得たうえで甲の定める方法により届け出る義務を負う。この場合、甲は個人情報保護方針に基づき善良な管理者の注意義務を行うものとする。

第8条(甲による各種コンテンツの提供)

甲は乙に対して、甲が開発した以下のような写真教室向け学習教材ならびに各種のコンテンツを提供するものとする。

- (1)一般的なデジタルカメラ向け講座のデジタルデータによる教材の提供
- (2)Web上で公開されているコンテンツページに無償配布の記載のある各種コンテンツ一式
- (3)Web上で公開されているコンテンツページに有償配布の記載のある各種コンテンツ一式
- (4)文書又は口頭により甲から提供された当該教室の経営に関する事項

第9条(契約の期間・更新・解除)

1. 本契約の期間は、入会日より1年間とする。
2. 契約後、甲乙いずれかから契約期間満了の2ヶ月前までに異議がない場合、本契約は同内容で自動的に毎月更新されるものとする。
3. 乙は、初年度の契約成立より1年経過後は、甲に対して、解除の日の2ヶ月前までに通知することにより、本契約を解除することができる。
4. 甲は、乙が、以下の理由の1つにでも該当した場合、催告をしないで直ちに本契約を解除する事が出来るものとする。
 - (1) 会費の支払いを怠り、その期間が1ヶ月に達したとき。
 - (2) 会費の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) MMC協会の品位を著しく低下させ、MMC協会の健全な発展を阻害したとき。
- (6) 乙が経営する写真教室受講者からの苦情がMMC協会事務局に届けられ、当該受講者及び乙の事情を各々検討し、乙に著しい問題があると確認されたとき。
- (7) MMC協会と提携するBtoB会員への不当な意見や背信行為を行ったとき、ならびに意味もなく他のMMC協会会員を誹謗中傷したとき。
- (8) その他、本契約に違反したとき。

5. 本契約が終了した場合、第4条で定めた乙の各種コンテンツの利用権限はすべて失効し、乙は甲に対して、本契約終了までに有償、無償にかかわらず乙が甲から受け取った各種教材等を直ちに返還するものとする。(返還方法に関しては、甲の指示に従うものとする)

第10条(甲による各種コンテンツの使用許諾制限)

1. 乙は、甲が提供する各種教材を教室内で利用することを目的とし、予め甲が承認した都道府県のみで利用することができるものとする。

2. 乙は、甲が提供する各種教材はホームページなどの不特定多数を対象にした販売は禁止とする。あくまでも契約した都道府県内で自校の受講生対象に對面にて提供されるものとする。

また、電子メールやホームページなどを利用したコンテンツの単独の販促、販売も禁止とする。

コンテンツのライセンス利用は、各都道府県での利用のみ許諾されるものとする。

ただし、自校のホームページなどで甲が提供する各種教材を利用した講座を告知することは認められるものとする。

3. 乙が、甲より提供を受けた各種コンテンツを当該都道府県以外で販売、あるいは甲が提供したコンテンツを利用して当該都道府県以外で講座を開講する場合は、事前に甲の承認を得た上で、甲が請求するライセンス料を別途甲に対して支払うものとする。

4. 乙が、甲が開発したデジタルカメラ利用者を対象にした写真撮影講座などを甲が提供したシステム、コンテンツを利用して実施する場合は、乙は甲が請求するライセンス料を別途甲に支払うものとする。

5. いかなる場合でも、MMC協会のコンテンツを書籍化することは禁止とする。書籍化が必要な場合は、MMC協会の許諾を受けた上で実施すること。

第11条(研修)

乙は、甲が不定期に開催する、各種経営者研修会、経営者交流会、経営幹部研修会、経営幹部勉強会、インストラクター勉強会などの各種会議に積極的に参加するものとし、乙の教室内で、常勤又は非常勤を問わず、日常業務に従事する従業員にも、甲の主催する各種研修会参加を周知徹底させるものとする。ただし、上記各種研修の費用は、乙が負担するものとする。

第12条(甲による経営指導)

甲は乙に対して、乙から要請があったときは、乙に対する当該教室の経営・運営について、甲が適当と認める範囲内で経営指導を行うものとする。経営指導に関する料金等は、MMC協会の会員ページ記載の金額またはそのつど協議により取り決めるものとする。

第13条(宣伝・広告)

甲は、甲が必要と判断した場合、MMC協会の総合宣伝広告を計画・実行する。甲は、総合宣伝広告の実行をMMC協会の共通ホームページで事前に乙に通知し、乙は、乙が希望する場合、当該宣伝広告にかかる費用の一部を負担し、当該宣伝広告に加わることができるものとする。

第14条(共同商品の仕入れ)

MMC協会共同購入する販促商品などの商品(以下「共同商品」という)は事前に甲乙協議の上決定するものとする。ただし、甲が必要と判断した商品は甲の判断で購入することができる。この場合、乙には購入の義務は一切発生しないものとする。

第15条(共同商品の発注)

乙は、甲に対して共同商品の発注をする場合、甲が指定する書式と代金の支払いをもって発注し、甲は乙からの発注内容確認後、当該共同商品を、乙に対して速やかに納品する。

第16条(共同商品の所有権の移転)

乙が甲から購入した共同商品の所有権は、当該共同商品を甲が乙に受渡したときをもって、乙に移転するものとし、その共同商品に関する責任も乙に移るものとする。

第17条(共同商品の販売)

甲は、共同商品につき、基本的推奨価格として売価を設定する。

第18条(ホームページの作成義務)

1. 乙は独自のデザインもしくは、MMC協会が提供するホームページ雛形を利用して乙が経営する写真教室のホームページを作成し、パンフレットへの記載などを通して受講生などに告知するものとする。

2. 乙がホームページを閉鎖する場合は、事前に甲に対して閉鎖届を提出することとする。

3. 乙は、特別な理由がない限り甲管理に係わるMMC協会共通ホームページと乙のホームページとで相互リンクを実施することを甲と同意する。

4. 各校のトップのホームページ上にMMC協会のロゴならびに協会会員であることを告知することとする。

第19条(会費等)

1. 乙は、甲に対して、甲から提供されるコンテンツ利用料ならびにMMC協会事務年会費として、1 法人または 1 個人につき別途定める金額を年会費として支払うものとする。

2. 乙は、甲に対して、甲の指定する支払方法により支払うものとし、会費支払いは、年間一括払いとする。

3. 会費の支払い方法は原則 PayPal または銀行振込とする。

4. 支払日は、翌年分を前の月の 1 日から 15 日の間にし払うものとする。

5. 乙は、甲に対して、本契約の初回契約時に、別途定める金額の入会金を支払うものとする。

ただし、フランチャイズ加盟校など事前に本部同士の取り決めがあった場合や、特別な理由により入会金の減額処置がされている場合は、その取り決めによる登録料と上記金額を置き換えることとする。

6. 乙が、異業種から新規に開業する場合、新規経営指導料として別途協議のうえ定める契約指導料を契約時に一括で甲に対して支払うものとする。

7. 年会費、入会金及び新規経営指導料は、いかなる理由においても返却されないものとする。

8. 試験対策模擬問題(自動採点方式模擬問題)を契約教室以外で使用してはならない。

教室外での使用が必要な場合は必ず本部の許諾のもと実施のこととする。

また、コンテンツごとに別途ライセンス料を乙に対して請求することができるものとする。

第20条(秘密保持)

1. 乙は、甲から提供を受けたノウハウその他本契約に基づいて知り得た甲の営業上及び技術上の秘密情報を本契約の目的以外に使用しないものとし、これを第三者に開示又は漏洩しないものとする。なお、上記秘密情報とは、甲が、営業上及び技術上の秘密と定め、これを管理するものいう。

2. 乙は、甲より提供を受けた各種マニュアル及び甲より提供又は貸与された文書・図面その他の書類を厳重に管理し、これを第三者に譲渡、転貸又は閲覧させてはならない。

3. 乙は、本契約の終了時、甲に対して、甲から提供又は貸与を受けた文書・図面その他の書類を甲の指示に従い全て返却または消去するものとする。

4. 乙は、乙の従業員に対しても、本条の義務を遵守させるものとする。

第21条(複数拠点と権利譲渡)

1. 乙は、経営母体の違うスクールがあたかも1つの会社、グループであること装い加盟することできないものとする。複数拠点を管轄する経営者は、すべての拠点の労働者の賃金ならびに雇用保険を支払う必要があり、この案件に該当しない場合は別契約となることを了承する。

2. 乙は、当該教室の経営を、甲の承諾なく、第三者に譲渡・委任してはならない。

3. 乙は、本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を担保の目的に供してはならず、それを第三者に譲渡若しくは貸与してはならない。

第22条(活動支援金免除特約)

甲は以下の各号に同意するものに対し別途表示する年会費の範囲で広告宣伝の費用、継続した教育、事業活動の支援をし、乙が違約した場合、乙は甲に対して別途定める活動支援特約違約金を支払うものとする。

1. 協会加入中に協会員が協会の承諾を得ずにあらたな写真講座を開設した場合。

2. 協会退会後、2年以内に当協会と競合する事業者への就業または事業を行おうとした場合。

3. 協会加入中にブログなどによるオンラインまたはオフラインであっても競業事業者の宣伝行為をおこなった場合。

※競業事業者とは当協会の行う事業のうち「写真教室」「写真教室講師の育成事業」など写真教育を行うものをいいます。競業事業者の行う「撮影の宣伝、写真保管に類する講座、育児に関するセミナー等」の宣伝も禁止です。

第23条(フランチャイズ加盟校の特則)

乙が、本契約締結時および締結後に写真教室等のフランチャイズ契約を締結している、または、締結を行った場合、甲は、乙に対して、本契約の規定に係わらず、MMC協会からのサービス等の提供を停止し、活動支援特約違約金を請求できるものとする。なお甲はサービスの停止により被った乙の損害賠償責任は一切負わないものとする。

第24条(活動支援特約違約金)

1. 乙が本契約に定める各条の規定に違反したときは、かかる違反に因る甲の損害の有無に拘わらず、違約金として、それぞれ金1,000,000円を甲に対して支払うものとする。ただし、甲は、別途、乙の上記違反による実損害の賠償を乙に対して請求することができるものとする。

2. 乙が第7条の規定に違反したときは、乙は甲に対し、金1,000,000円の違約金を支払うものとする。ただし、甲は、別途、乙の上記違反による実損害の賠償を乙に対して請求することができるものとする。

3. フランチャイズ本部またはフランチャイズに類する業務を実施している法人/個人は単独での加入は禁止とする。
フランチャイズ本部の加入に際しては、フランチャイザーならびにフランチャイジーとも同時の加盟とする。

上記事実を隠蔽した状態で加入した場合は、違約金として、金3,000,000円を甲に対して支払うものとする。

第25条(解約・終結時の措置)

1. 乙は、本契約が解除、又は終了したときは、乙が当該時点において甲に対して負担する債務全額を直ちに支払うものとする。

2. 本契約が解約、又は終了したときは、乙は、直ちに当該教室における甲より提供を受けた有償、無償を問わず、すべての教材コンテンツ、各種サービスの執行を停止する。

3. 会員がMMC協会を退会した場合、再度会員になることは原則できません。また、MMC協会に戻る理由に整合性が認められた場合も再加入扱いとなります。

第26条(テリトリー「排他的商圈」に関する規定)

MMC協会は勉強会組織のためテリトリー制を原則実施しない。
MMC協会の公式ページにある会員校のある地域に関しては、その地域が人口5万人以下の場合新規校の審査に注意するものとする。ただし、地域特性に応じてこれらの人口基準、判定基準は変動するものとする。これらの商圈に関する圏益は保証されたものではなく、MMC協会本部の判断により決定するものとする。従って、いったん定めた圏益を本部の判断で変更する場合があっても乙は、甲に対して一切意義を唱えることはできないものとする。

テリトリー制度の根幹は、積極的にMMC協会の活動に貢献されている会員の保護を目的としており、加盟後、MMC協会の主催する各種勉強会にほとんど参加されないなど協会の活動に協力頂けない会員のテリトリー権を保証するものではない。

第27条(特定商取引法に関する規定)

乙は経済産業省の指定による「特定商取引法」の規定に従い必要な法的書面を準備することとする。また、法律の有無にかかわらず積極的に消費者保護の観点で教育事業の運営をすることを旨とする。

第28条(規約改定承認、その他)

本契約が改定された場合は、MMC協会ホームページに広く公開されている契約書の改定内容等が記載されたことをもって、会員は本契約の改定を承認したものとみなす。

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項が生じた場合に

は、相互に協議し、誠意をもってこれを解決するものとする。

第29条(改訂)

この契約の条項に関して定められる金額は、社会、経済情勢の変動、または物価変動などにより、甲が不相当であると認めるときは改訂することができるものとする。

第30条(裁判管轄の合意)

甲および乙は、この契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第31条(規約の効力)

乙が当協会を退会または当協会員の資格喪失をした日から2年間は本規約の効力が及ぶものとする。

平成27年4月1日制定

平成27年5月1日改定

平成27年5月14日改定

平成27年6月1日改定

一般社団法人MMC 写真教室インストラクター協会

代表理事 平良明